

議題1. 口座振替不能時の再振替通知の有無について（読谷村）

[提案理由]

本村では口座振替をご利用のお客様について、請求月に残高不足等により振替不能だった場合、翌月の振替日にふた月分まとめて振替を行っております。その際に、対象のお客様にはその旨お伝えすると同時に、2ヶ月分の水道料金を提示のうえ振替日の前営業日までに口座へ入金していただくようハガキにてご案内しております。

しかし、お客様によっては督促状と認識し、不快感を示される方もいらっしゃいます。

そこで、再振替通知のあり方について再検討するにあたり、以下について各事業体の状況をご教示願います。

- ① 本村同様「再振替通知書」の送付を行っていますか。
- ② 行っている場合、課題や改善点はございますか。
- ③ 行っていない場合、それに代わる業務があればご教示願います。

<回答>

[那覇市]

- ①いいえ
- ③特にありません。

[沖縄県企業局]

県企業局の水道用水供給事業は、各水道事業者（市町村等）が対象ですので、回答は省略します

[沖縄市]

- ①行っていません
- ③特に作業することはありません。

[うるま市]

- ①読谷村同様、翌月にふた月分をまとめて振替える旨をお伝えする通知を案内しています。
- ②今のところ特に問題はありません。

[浦添市]

- ①行っておりません。
- ③引き落としができなかった場合、督促状を送付することになります。その際に理由として口座振替ができなかったことを記載しております。

[宜野湾市]

- ①再振替を行っていない為、「再振替通知書」等の送付は行っておりません。
- ③再振替や再振替通知の送付は行っていない為、口座振替不能時は督促状を送付しております。

[宮古島市]

- ③再振替通知は行っていないが、次の振替時に前月と当月の2ヶ月分の振替を行っている。

[石垣市]

- ①本市では、行っておりません。
 - ③本市では、毎月10日振替日、25日再振替日とし、振替不能の場合は、翌月17日頃に督促状を発送しています。
- ※同月末日納期限

[糸満市]

- ①本市の場合、水道料金不能通知書兼督促通知書であり、督促状の通知を兼ねています。督促手数料を合算し、当月内に再度振替を行います。
- ②今のところ特に問題はありません。

[名護市]

- ①いいえ
- ②本市では、2ヵ月に1回検針し請求する、隔月検針・隔月請求を行っております。偶数月の8日に1回目の口座振替を行い、1回目で口座振替できなかった方を対象に23日に2回目の口座振替を行っております。

口座振替の実績（平均）

1回目の口座依頼	1回目の口座不能	2回目の口座依頼	2回目の口座不能
17,083件	1,046件	1,080件	271件

- ③特にありません。

[豊見城市]

- ①行っていません。
- ③口座振替不納時は翌月 10 日に再振替を行っております（特に通知等はございません）。

[南城市]

- ①行っておりません。
- ③再振替通知に代わる業務は行っておりませんが、再振替でも振替が不能の場合は、納付書(督促手数料付き)を郵送しております。

[南部水道企業団]

- ①行っています
- ②当企業団におきましては、残高不足等により振替不能だった場合はハガキにて再度振替の通知を行っております。当企業団は、検針月の翌月 15 日が振替日で、再度振替は 30 日となっており、ふた月分の合算請求はありません。特に、課題や改善点は今のところありません。

[本部町]

- ①行っていません。
- ③15 日口座振替、月末にて再振替を行っており、2 ヶ月分の振替は行っていません。

[西原町]

- ①貴村同様に「再振替通知」の送付をしています。
- ②本町でも同様に、督促状と誤解し毎月 2・3 名の方が来庁されますが、窓口で丁寧に説明し、お客様へ理解していただくしか方法はないと考えます。

[北谷町]

- ①行っていない。
- ③振替月の翌月に再振替日を設定している。特に通知などは郵送していない。再振替でも不能となった場合は、督促状を発送している。

[嘉手納町]

- ①行っている
- ②特になし

[与那原町]

- ①送付していない
- ③毎月 20 日（口振）、28 日（再振）を行っている。

[金武町]

- ③当事業体では再振替は行っておらず、支払納付書を送付しています。

[久米島町]

③

[竹富町]

- ①行っていない。
- ③納付書発行し送付している。

[読谷村]

議題提案事業体

[北中城村]

- ①振替不能の場合、翌月に督促状を送付しているため再振替は行っておりません。

[中城村]

- ①当事業体では行っておりません。
- ③再振替は行っていないが、残高不足通知書（納付通知書）を送付しています。

[今帰仁村]

本村では、J Aのみ事前に通知を送付後希望者は、再振替を通常振替日（25日）とは別日程（16日）で再振替を実施しております。それ以外については、「口座振替不能通知」として納付書を送付しております。

[恩納村]

- ①本村におきましても同様、再振替通知書を送付しております。
- ②特に課題等はないです。今後のために他事業体の事例を参考にしたいです。

[伊江村]

送付している、課題はない。

[国頭村]

- ①行っていません。
- ③本村では、口座振替不能通知書(ハガキ)を送付しています。

[宜野座村]

- ①行っています。
- ②住民からの問い合わせ等はなく、課題等は今のところありません。

[大宜味村]

- ①行っている
- ②特になし
- ③他事業体の回答を参考にしたい

[東村]

- ③

議題2. スマートフォン決済について（北谷町）

〔提案理由〕

本町においても、1月より町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、公立保育所給食費、公立幼稚園食材料費について、PayPay、LINEPay、OkiPay、ゆうちょ Pay、はま Pay で納付が可能になりました。

水道料金も検討していますので、各事業体にお尋ねします。

1. スマートフォン決済を行っていますか。
(はい・いいえ)
2. 行っている事業体は、いつから開始されましたか。
(年 月 日)
3. 開始した経緯を教えてください。
4. 開始する際、いくらシステム改修費用が発生しましたか。
5. 対応アプリを教えてください。
(対応しているアプリに○をして、他にあれば記入願います。)
PayPay、LINEPay、OkiPay、ゆうちょ Pay、はま Pay
auPAY その他 ()
6. 開始した場合、口座引落としから納付書払いに変更された方はどの程度いましたか。
7. 開始していない事業体におかれまして開始予定はありますか、もしくは開始日が決まっていれば教えてください。
なし ・ 開始予定あり (年 月 日から)
8. スマートフォン決済を行ってみてメリットとデメリットがあれば教えてください。

<回答>

〔那覇市〕

1. (はい・いいえ)
7. なし ・ 開始予定あり (年 月 日から)

〔沖縄県企業局〕

県企業局の水道用水供給事業は、各水道事業者（市町村等）が対象ですので、回答は省略します（納入通知書で納付いただいている。）

[沖縄市]

1. (はい・いいえ)
7. なし・開始予定あり (年 月 日から)

[うるま市]

1. はい
2. 令和3年4月
3. 本市の市税や国民健康保険料等は、令和3年度からの導入を予定していたことから、水道部においても市税等収納サービスとの整合性、利用者の利便性向上(自宅等でいつでも支払うことができる)の観点から、スマートフォンアプリによる収納方法を選択できるよう、スマートフォンアプリ決済を導入しました。
4. 改修費用は発生していません。
5. PayPay、LINEPay
6. 7月末で、24件(全体では約400件)あります。
8. 【メリット】

納付機会の拡充と利便性向上による納付期限内収納への期待。

【デメリット】

納付書発行や手数料など費用負担が大きくなる。

同時に口座振替を推奨していくことが難しいと思われる。

[浦添市]

1. (はい・いいえ)
7. (なし・開始予定あり) (令和4年2月1日から)

[宜野湾市]

1. (はい・いいえ)
7. なし・開始予定あり (R3年度を予定一年一月一日から)

[宮古島市]

1. (はい・いいえ)
5. (PayPay、LINEPay、OkiPay、ゆうちょPay、はまPay、auPAY)
その他(楽天銀行)
6. 特に変化なし(納付書支払者にのみ周知のため)
8. メリット: コンビニ決済と事務処理は同じなため、特になし
デメリット: 口座振替よりも手数料が高い。

[石垣市]

1. (はい・いいえ)
7. 開始検討中です。

[糸満市]

1. (はい・いいえ)
7. なし・ 開始予定あり (年 月 日から)

[名護市]

1. (はい ・ いいえ)
2. (令和2年9月1日から)
3. コンビニ収納を委託している株式会社電算システムからスマホアプリ決済ができること案内があったことと、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出自粛制限時であっても支払いが可能であることから、スマホアプリ決済を開始しました。
4. システム改修は、不必要でありました。
5. PayPay、LINEPay、Okipay、ゆうちょ Pay、はま Pay
auPAY その他 (楽天銀行、PayB、銀行 Pay)
6. 把握していません。
8. 【メリット】
 - ・ 上下水道料金の納付選択肢の増。
 - ・ 手数料がコンビニ収納代行手数料 1 件当たり 50 円と同額。【デメリット】
 - ・ 領収書が発行されない。
 - ・ スマホ決済完了後も納付書が手元に残るため、同一でないアプリやコンビニ等で再度バーコードを読み取ると二重納付が生じる。
 - ・ 口座振替率の向上が見込めなくなる。
 - ・ 不正アクセスの防止、コンピューターウイルス対策等やむを得ない場合には、スマホアプリ決済の停止がある。

[豊見城市]

1. (はい・ いいえ)
2. (令和3年3月1日)
3. コロナ禍における非対面決済の導入による支払い機会の拡充を目的として導入。

4. 特に発生しておりません。
5. PayPay、LINEPay、OkiPay、ゆうちょ Pay、はま Pay
auPAY その他 (PayB、楽天銀行コンビニ支払サービス)
6. 正確な人数は把握していないが開始直後 50 人程度変更したと思われる。
8. コロナ禍に対応する非対面決済や支払い機会の拡充に寄与したと思われる。
ただし、納付書での支払いには変わらないため、収納率の向上はあまり期待できない。また、スマートフォン決済に伴うポイント取得のため納付書支払いに移行する例も散見され納付書送付代や手数料などの費用負担増となるケースもあり、事業者としては多様なサービスの提供もしつつ、収納率向上のため口座振替率をいかに上げていくかが課題である。

[南城市]

1. (はい・いいえ)
7. なし ・ 開始予定あり (年月日未定)

[南部水道企業団]

1. (はい・いいえ)
2. (R2年 5月 1日)
3. 九州地区事務研修会にて導入済み自治体の情報を得た為。
5. PayPay、LINEPay、OkiPay、ゆうちょ Pay、はま Pay
auPAY その他 (楽天銀行)
6. 数件程度となっております。
8. メリット：お客様において、支払の選択肢が増える、PayPay・楽天銀行のポイントが付与される。

[本部町]

1. (はい・いいえ)

[西原町]

1. (はい・いいえ)
7. なし ・ 開始予定あり
(令和3年度中にシステムを改修し、令和4年4月1日開始予定)

[北谷町]

議題提案事業体

[嘉手納町]

1. (はい)・(いいえ)
7. なし ・ (開始予定あり) (R3 年度予定 調整中)

[与那原町]

1. (はい)・(いいえ)
2. (令和2年 9月 10日)
3. 収納代行サービス会社「電算システム」の案内資料をみて
4. 発生していない
5. PayPay、LINEPay、OkiPay、(うちよ Pay)、はま Pay
auPAY その他 (Pay B 決済サービス・楽天銀行コンビニ支払い
サービス)
6. 開始後、すぐ変更件数が増えたわけではなく、徐々に浸透し月平均5～6件
程度変更あり
8. メリット：支払方法の選択肢が増えたことで納付の利便性向上や収納率向
上に繋がる。
デメリット：手元に納付書が残るため、スマホ決済処理後に、コンビニ等
で支払いし、二重払いになる事がある。

[金武町]

1. (はい)・(いいえ)
2. (R3 年 4月 1日)
3. 納入機会の拡大及び利便性の向上を図る為に導入しました。
4. システム改修費用は発生しておりません。
5. PayPay、LINEPay、OkiPay、(うちよ Pay)、はま Pay
auPAY その他 ()
6. 当事業体では数人見受けられました。
8. メリットとしては支払い意欲の向上、デメリットは領収書が発行されない
事です。

[久米島町]

7. (なし) ・ 開始予定あり (年 月 日から)

[竹富町]

1. (はい)・(いいえ)
2. (令和3年6月15日)

3. 他課の税目とかねて、開始いたしました。
4. 発生していない。
5. PayPay、LINEPay、Okipay、ゆうちょ Pay、はま Pay
auPAY その他 ()
6. 数人程度
8. まだ、開始当初の為他自治体の意見等をご教示いただきたい。

[読谷村]

1. (はい) いいえ
2. (R3年4月1日)
3. 一般会計が先行しており、検討の結果、導入に至った
4. なし
5. PayPay、LINEPay、Okipay、ゆうちょ Pay、はま Pay
auPAY その他 ()
6. 開始の R3.4月から9月まで、口座引き落としから納付書払いに変更したのは39件あり、うちスマホ決済での納付実績があったのは11件です。
8. メリット
 - (お客様側)・支払い時の対人接触の抑制
 - (事業体側)・支払方法が増えたことによる納付促進を期待
 デメリット
 - (お客様側)・領収書が発行されない
 - ・スマホ決済後も手元に納付書が残るため、重複払いが発生する
 - (事業体側)・上記重複払によって還付作業の発生
 - ・手数料が口座振替手数料と比較して割高なコンビニ収納手数料となること
 - ・納付書送付となることで納付書用紙、郵送料がその分加算される

[北中城村]

1. (はい) いいえ
2. (令和3年4月1日)
3. 税務担当課から打診があり、健康保険税等含め関係各課で導入を検討しました。
4. 総合行政システム改修費用は約190,000円です。
5. PayPay、LINEPay、Okipay、ゆうちょ Pay、はま Pay

auPAY その他 ()

6. 村広報等での周知後、変更手続きの問い合わせが数件ありました。
また、スマートフォン決済に限らず口座制から直納制へ変更手続きされた方 30 件程です。
8. デメリットとして懸念されているのが、納付書に印字されているバーコードを何度でも読み込むことができるため重複払いになってしまうことです。

[中城村]

1. (はい) いいえ
2. (令和3年9月1日)
3. 他市町村様の動向、本村納税関係部署のスマートフォン決済開始の流れを汲んで実施しております。
4. システム改修費用の発生はありませんでした。
5. PayPay、LINEPay、Okipay、ゆうちょ Pay、はま Pay
auPAY その他 ()
6. 開始したばかりでデータ不足のため、他市町村様を参考にさせていただきます。
8. メリットとしては、納付者の利便性の向上、主に若者世代の納付意識の向上などがあります。
デメリットとしては、口座振替の解約が増えること、二重納付の増加などを想定しています。

[今帰仁村]

1. (はい) いいえ

[恩納村]

1. (はい) ・ いいえ
2. (令和2年11月1日)
3. 恩納村役場全体の意向としてスマートフォン決済を導入することになりました。
4. システムの改修費用はありませんでした。
5. PayPay、LINEPay、Okipay、ゆうちょ Pay、はま Pay
auPAY その他 ()
6. 開始から約 11 か月間で、口座振替から変更した件数は 5 件未満です。以前から納付書払いの方の活用件数が少しずつ増えてきています。
8. 納付者の利便性の向上。また、コロナ禍において料金支払い時の接触が減ることもメリットと考えられます。

[伊江村]

導入なし

[国頭村]

1. (はい・いいえ)

[宜野座村]

1. (はい・いいえ)
2. (令和2年10月19日)
3. 村税等がスマホアプリ決済を導入するということで、水道料金も一緒に導入しました。
4. 元々コンビニ納付を導入していたため、追加費用は掛かりませんでした。
5. PayPay、LINEPay、OkiPay、ゆうちょPay、はま Pay
auPAY その他 ()
6. 口座引落としから納付書払いに変更されたのは数件ですが、新規のスマホ決済利用件数は少しずつですが増えている印象です。
8. メリットは、非対面で支払が完了するため、感染症リスクの低減や口座登録等の事務作業の軽減につながると思います。
デメリットは、手数料が発生することです。

[大宜味村]

行っていないため他事業体の回答を参考にしたい。

[東村]

1. (はい・いいえ)

議題3. 死亡者名義の取扱いについて（沖縄市）

〔提案理由〕

本市では、料金名義人が死亡したにも関わらず、届け出をしないで、そのまま家族が使用している場合があります。そのような箇所で滞納になり、支払者が名義人ではないことを理由に支払いを拒むことがありました。

本市の現状は、相続放棄の有無の確認を行うことしかやっておらず、名義変更を説得するしかないと考えておりますが、これに苦慮しております。

このように死亡者名義で使用続けている事態に他事業体ではどのように対処しておりますか。ご教授お願いします。

<回答>

〔那覇市〕

本市では、今までに同様な事例は発生しておりません。

死亡者の家族（相続人）が継続して使用している場合は、債務についても相続する旨を説明し、未納分の支払いと名義変更を促しています。

対応については、日本水道協会の営業業務マニュアル（令和3年3月改訂版）のP245～P247「相続」を参考に行っています。参考までにその写しを添付いたします。

〔沖縄県企業局〕

県企業局の水道用水供給事業は、各水道事業者（市町村等）が対象ですので、回答は省略します。

〔沖縄市〕

議題提案事業体

〔うるま市〕

申請主義をとっているため、親族が名義変更手続きをしない限り死亡者名義の水道開栓が残っているのが現状である。死亡を知った場合においては、関係人に名義変更の手続きを促しています。（納付書返戻や口座振替不能、水量異常等により連絡をした際に発覚している）

〔浦添市〕

本市では、使用名義人が死亡した場合、相続の有無を確認し使用名義人の変更をおこなっています。相続した同居人が支払いを拒んだ事例はありませんが、他

事業者で支払い拒否に対応された事例があれば参考にさせていただきたい。

[宜野湾市]

本市も名義人（契約者）死亡後も名義変更等なく、契約者以外（ご家族含む）が使用している場合は、名義変更等の手続き及び未納額のお支払いをお願いしているところがございます。

近年の事例においてはどちらにおいても応じて頂いておりますが、沖縄市事例への対処として、名義変更及び未納額のお支払いを拒む場合においては、「給水停止の執行」及び「無断使用についての過料請求」を検討する必要があるかと考えています。

他事業者におけるの対処方法があればご教授願います。

[宮古島市]

使用者より申し出があった場合や、納付書が宛先不明で返送されてきたときに確認して、名義変更をお願いしています。

[石垣市]

本市では、名義変更手続きに応じないケースでは、本市給水条例第36条「無属使用に対する認定」及び第49条「家族等の行為に対する責任」に基づき、職権で名義変更をする場合もあります。

[糸満市]

本市では水道使用者が名義人でないことを理由にした支払い拒否はありませんが、名義人死亡の情報があれば水道使用者へ名義変更の依頼をしています。

[名護市]

本市においても、名義人が死亡したにも関わらず、名義変更せず死亡者名義のままの水道を使用している方はいると思います。死亡者名義で滞納が生じ、水道使用中の場合、通常どおり給水停止を実施しております。しかし、死亡者名義で滞納が生じ水道使用者が引越した場合、水道使用者から名義人ではないという理由により、支払いに応じられない場合があります。

本市においても、沖縄市同様に対処に苦慮しております。

[豊見城市]

貴市と同様、相続放棄等の確認、早急な名義変更について案内をしている状況です。他市の取扱いを参考にさせていただきたい。

[南城市]

本市においても、名義変更手続きを促しております。水道を使用しているにもかかわらず、名義人でないことを理由に支払いを拒まれた場合は、名義人が死亡したことでの履行不能を理由に給水契約を解除し、供給を停止せざるを得ないと考えます。また、滞納となる料金に対して、特に相続放棄の有無の確認を行ったことはありませんが、使用実態や本人との続柄等を調査・確認したうえで、催促等を行っています。

[南部水道企業団]

当企業団におきましても、貴市同様、苦慮しております。他事業体の意見を参考とさせていただきたいと思えます。

[本部町]

沖縄市さんと同様の対応となります。

[西原町]

本町でも、料金名義人が死亡し、名義変更をしないまま家族が使用している場合がありますが、支払拒否の事例はありません。名義変更を説得しても同意していただけない場合は、給水停止執行の対応になると思えます。

(営業業務マニュアル R3.3月改訂 P53～55 参照)

[北谷町]

本町も名義変更を促すのみにとどまっている。今まで、名義人でないことを理由に支払いを拒否したケースはない。相続放棄については確認を行っていない。

[嘉手納町]

水道使用者が死亡したことを把握した時点で名義の変更を促しております。これまで、名義変更に応じていただいております。同事案での滞納はありません。同事案が発生した場合は、滞納による給水停止を実施し、名義変更をしていただくことになると考えます。

[与那原町]

本町でも死亡者名義のまま家族が使用しているケースが多数あるため、気づいた時点で名義変更を案内しているところである。また、根拠法令を探せず、住基連携が必要と考える。支払いを拒むケースは今のところないが、他市町村の対応

を参考にしたい。

[金武町]

届出制であるため特に行っていないが、他事業体を参考にしたいと思います。

[久米島町]

本町での事例なし

[竹富町]

名義変更届を郵送し対応。

[読谷村]

本村でも死亡者名義で使用続けているケースは多いですが、支払い者が死亡者名義であることを理由とした支払い拒否は確認できておりません。拒否を続けた場合は、滞納停水に至ることから支払い拒否に至っていないと思われます。

また、死亡による名義変更（実際の手続きは、死亡者名義の解約と同時に使用家族名義での新規契約）を行うケースは、お客様申し出による場合のみで、相続関係の調査までは行っておりません。

[北中城村]

本村では名義人ではないということで支払いを拒まれたことはありませんが、家族からの聞き取り等で名義人死亡が判明した場合に、変更手続きを案内しております。

[中城村]

死亡者名義で使用を続けている契約に関しては、本人から名義変更の手続きが行われるまで、水道契約の名義変更は行っておりません。本村ではこのような滞納のケースは前例がないが、水道契約をせずに水道を使用することはできないと認識しています。

[今帰仁村]

口座の凍結等による振替不能時や、郵便物の返戻等があった場合に、電話等により名義変更のご案内をする程度です。

[恩納村]

名義変更が必要と認知していない場合があるので、発覚した際は条例に定めがあることを説明し変更を促しています。

[伊江村]

給水条例の使用者の届け出義務を説明し、相続人に納得してもらおう。死亡者の名義のまま継続使用有、届け出がないと変更できないのでこちらからのアクションはない。この事案でのトラブルはない。

[国頭村]

本村でも名義変更を依頼しています。

[宜野座村]

本村でも、ご家族に名義変更を促すこと以外には、特に対策はとっていません。他市町村の対応を参考にさせて下さい。

[大宜味村]

名義変更を行っていただく。

未払いの場合は滞納閉栓処理を行い、該当する不動産物の固定資産税等の納付をしている方（税務関係課へ照会し納税管理者等）へ支払いをお願いし、来庁した際や連絡のあった際に使用者の名義変更手続きをさせる。

[東村]

親族にて名義変更もしくは閉栓の手続きをしてもらっている。（トラブル事例はない）

**議題4. 新型コロナウイルス関連による水道料金の支払猶予等の対応について
(那覇市)**

[提案理由]

当市では、厚生労働省の通知に基づき、現在も新型コロナウイルス関連の支払猶予等の相談や従来の生活困窮者に対する支払猶予の相談受付を実施しているところです。

また、支払猶予期限後の未納者に対しても給水停止に関し新型コロナウイルス感染拡大防止策の一つとして手洗いうがいが推奨されていることから、滞納者に対する平常時の滞納閉栓を実施していない状況ですが、今後とも同措置を継続することにより更なる未収金の増加に繋がることを懸念しております。

つきましては、支払猶予後の未納者に対する給水停止等の対応について見直しを検討しておりますので、貴市の対応等についてご教示願います。

<回答>

[那覇市]

議題提案事業体

[沖縄県企業局]

県企業局の水道用水供給事業は、各水道事業者（市町村等）が対象ですので、回答は省略します。

[沖縄市]

本市では、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年3月分から6月分の最大4か月支払い猶予することと5月から11月の期間については給水停止作業を行いませんでした。

現在は、通常通りの作業を行っておりますが、コロナ関連の理由（陽性反応が出た、濃厚接触者になった等）により、支払い延期の申し入れがあった場合、具体的状況を聞き取りしながら、個別に対応しています。

給水停止の見送りだけの対応では、貴市の懸念のとおりだと考えられるため、コロナ感染症の影響に関する各種支援について、相談窓口の案内を行い、支払いについては、分納相談等を行うことにより給水停止に至らないようにしています。

現在、ほぼ通常通りとなっておりますが、特に新型コロナウイルス感染症関連として問題になるようなことは今のところ生じておりません。

[うるま市]

相談月より3ヶ月分程度の支払猶予（給水停止等を行わない）を行っていま

す。猶予後については、未納額が減るよう相談しながら支払ってもらっており特に問題はありませぬ。その他の滞納者については通常どおり滞納閉栓を実施しています。

[浦添市]

本市では、コロナウイルス関連や生活困窮者等、支払が困難な使用者に対して支払猶予を実施しています。猶予期限を過ぎても支払が困難な使用者には、市民相談窓口や福祉部へ案内しております。給水停止はおこなっていません。

[宜野湾市]

本市においても支払猶予期限後も従来のような、滞納による給水停止執行は実施しておりませぬ。滞納者に対し電話連絡や納付書等の送付を行い、支払猶予の再調整を行っております。(一部、連絡等がとれず支払猶予の調整が実施できない滞納者に対しては、給水停止を執行する場合がございます。)

当市においても、支払猶予の延期調整を繰り返し実施したため、未納額が高額となっている滞納者も増えており、支払猶予及び滞納による給水停止執行について見直しを検討しております。

他事業体における対応あればご教授願います。

[宮古島市]

支払い猶予後の未納者に対する給水停止等の対応については、通常の未納者と同じ扱いで給水停止等の対応を行っております。

[石垣市]

本市では、令和2年度中に支払猶予受付を実施しましたが、現在は行っていません。

未納者に対する給水停止も、支払日や停止日の延期で対応している現状です。しかし、不履行者に対しては、給水停止を行っております。

コロナウイルスに関連して、未収金の増加は懸念されますが、今後も地域の実情を考慮し対応していきたいと思っております。

[糸満市]

本市では支払猶予後の未納者が事前に相談なく滞納を続けた場合は、給水停止を行っております。

[名護市]

本市では、コロナウイルス関連及び従来 of 生活困窮者に対する支払猶予等の相談受付を実施しています。

支払猶予期限を過ぎた方に対しては、納付期限を過ぎていることを伝え、相手方から延長の依頼がありましたら延長しております。延長の期間については、できるだけ早く支払って頂くよう対応しております。現時点では、支払猶予の延長をしたことはありますが、納付されている状況であることから、給水停止を行ったことはありません。

[豊見城市]

貴市と同様、支払猶予期限後の未納者に対し平常時の滞納閉栓等を実施していない事から、未収金の増加がみられる状況です。個別に生活状況の聞き取り、社会福祉協議会への貸付・給付金等の案内を行い分納誓約等で対応しておりますが、滞納閉栓としないため実質未収金の増加がみられる状況です。他市の取扱いを参考にさせていただきたい。

[南城市]

本市においても、支払猶予の相談受付を実施しております。猶予におきましては10件程度となっており、すべて猶予期限内で完納しております。今後新たな支払猶予者による滞納が発生した場合は、基本的に滞納閉栓は行う方針ですが、機械的にならないように柔軟な対応を行っていく予定です。

[南部水道企業団]

当企業団におきましては9件の支払猶予がありましたが、猶予後の未納はありません。

[本部町]

本町では、滞納閉栓を続けています。支払い猶予申請者は、現在のところ約束通り納付しているため、滞納閉栓を行っていませんが、約束を履行しなかった場合には滞納閉栓を行う可能性がありますと申請時に伝え、状況が厳しい場合には早めに相談に来るように伝えていきます。滞納閉栓を行う場合の想定としては、約束を守らず、相談もなく、滞納閉栓の期日を迎えてしまった場合に、滞納閉栓を行うことになると考えています。

[西原町]

本町でも引き続き猶予の相談等を受付しておりますが、現在は支払猶予該当契

約者はおりません。

これまで申請していただいた方は、遅延なく支払いしていただきました。

[北谷町]

新型コロナウイルス関連による水道料金の支払猶予等は令和2年度に実施し、今年度は予定なし。その他の支払猶予等の相談はこれまで通り個別に対応している。

[嘉手納町]

支払猶予の相談は、受け付けております。猶予期限が経過した場合は、電話・現地訪問を実施し、状況に応じて再度支払猶予しておりますが、連絡が取れない場合は、給水停止の対象となります。

[与那原町]

支払い猶予件数2件(9/16時点)2件ともすでに支払い済。他市町村の対応を参考にしたい。

[金武町]

住民から2件ほど問い合わせがありましたが、申請者はいませんでした。

[久米島町]

本町での未納事例なし(現在支払い猶予者及び相談なし)

[竹富町]

令和2年度4月～6月の間のみ電話対応で受付。

[読谷村]

初回の緊急事態宣言下では停水措置をひと月程度見送りましたが、その後は平時対応として停水を実施しております。

また、支払い猶予についても申出者において猶予期間満了後の未納は、現時点ではございません。

[北中城村]

従来 of 生活困窮者等への支払猶予と同様の対応をしております。支払猶予後再度相談等のない未納者へは通常の滞納閉栓を行う予定です。

[中城村]

支払い猶予（猶予期間：3か月）、給水停止措置ともに平常時と同様の対応と
しております。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難な
場合は相談により、猶予期間を延長する旨をHPや窓口等で周知・案内して対応
しております。

[今帰仁村]

今のところ支払猶予期限内に納付があります。

[恩納村]

件数は少ないですが、相談があった際は支払い猶予を行い。適宜状況の確認連
絡をしています。

[伊江村]

R2年度一定期間したが、貴市において懸念されるように滞納額の増加は使用
者にとっても不利益となることから本村では通常通り停水業務を再開した。

[国頭村]

現在は、滞納者への給水停止は実施しておりません。電話連絡で支払相談等
を行っています。

[宜野座村]

支払猶予対象者で、滞納閉栓に至るケースは今のところありません。
他市町村の対応を参考にさせて下さい。

[大宜味村]

通常通りの滞納閉栓処理を行っており、使用者からの相談があれば柔軟に対応
している。

[東村]

特段猶予等を行っていない。（コロナウイルス感染拡大前と変更なし）

議題5. 利益剰余金を活用した投資活動方法について（中城村）

[提案理由]

当事業体では、発生した利益剰余金については減債積立金や建設改良積立金へ一定額を積立し、剰余金処分としておりますが、決算監査等において監査員より投資活動の検討について質問されることが多く、今後、留保資金等の補填財源中で可能な額の投資・運用等の方法を検討しております。そこで、下記の点についてご回答いただければ幸いです。

記

- ①資金運用・投資活動を実施していますか。また、今までに実施した事例等がありますか。
- ②実施している、又は実施したことがある場合、可能な範囲で構いませんので、その方法・内容についてご教授ください。
- ③実施している、又は実施したことがある場合、後日、個別にお話を伺うことは可能でしょうか。（お電話で簡易的にお話を伺う程度です。。）

以上、よろしく申し上げます。

<回答>

[那覇市]

- ①ございます。
- ② i) 債券の購入
比較的安全な国債、政府保証債、地方債等を購入。
- ii) 長期貸付
国又は県の地方債同意の範囲内（資金区分：銀行等）で一般会計へ付。
- ③可能です。

[沖縄県企業局]

- ①実施している。
- ②ペイオフ対応方策及び資金運用要領に基づき、水道事業会計及び工業用水道事業会計の資金について、預金その他の金融商品で運用している。日々の支払準備金については、短期運用（1年未満）の対象として定期預金及び譲渡性預金によ

る運用を行っている。引当金、積立金及びその他の余裕資金については、長期運用（1年以上）の対象として財政見通しなども踏まえた上で、債券購入又は長期定期預金での運用を行っている。

③可能です。

[沖縄市]

①現在は、1年定期預金での資産運用をしております。平成28年度には、JAおきなわでの建物更生共済での5ヵ年の運用や、5年定期預金での資産運用をしております。

②建物更生共済に関して、共済(保険)のひとつで貯蓄しながら、火災や自然災害にも備えられる保険となっています。建物の補償(庁舎、配水池)として掛金を預け入れ、満期になると掛金及びその掛金に係る利息もお支払いしますという内容でした。

③可能です。

[うるま市]

①本市がこれまで実施したことのある資金運用は、定期預金（1年内）と他会計貸付（一時貸付）のみで、投資は実施したことはありません。

[浦添市]

①H28年度～H30年度に投資を実施しています。

②JA建物更生共済（5年満期）に加入しています。

③可能です。

[宜野湾市]

①実施しています。

②国債の購入、建物更生共済（むてき）の加入

③可能です。

[宮古島市]

①特にありません

[石垣市]

①実施しています。

②4金融機関で、7月に半年満期の定期預金をしています。

③可能です。

[糸満市]

- ①有
- ②他会計（国保・下水道事業等）への貸付
- ③業務状況により適宜対応いたします

[名護市]

- ①資金運用について銀行等の定期預金をしています。投資はしていません。近年銀行等の定期預金の利率も著しく下がっており、投資を検討しています。皆さまの回答を参考にいたします
- ②定期預金については、銀行等から定期預金の利率の見積（一部ヒアリング）を徴取し、比較検討のうえ預金しています。
- ③可能（経営課 経理係 大城）

[豊見城市]

- ①定期預金以外の運用は実施していません。

[南城市]

- ①実施していません。事例もありません。

[南部水道企業団]

- ①実施も事例等もありません。

[本部町]

- ①行っていません。（事例なし）

[西原町]

- ①本町では資金運用・投資活動は実施していません。他市町村の状況を参考に検討したいと思います。

[北谷町]

- ①ある
- ②定期預金：主な金融機関宛に利率調査を行い、利率の高い金融機関に1年定期で預けている）
長期貸付金：平成30年9月から、下水事業に対して貸し付けている。
金額 14,100千円、期間 30年、利率 0.6%

※利率は貸付日現在における、財政融資資金からの借り入れと同利率

③可能

[嘉手納町]

①定期預金、また有価証券を購入し運用している

②町内各銀行に同額の定期預金をしている。

有価証券を購入保有している。証券会社より需要予測シートや新発債等の情報を都度いただき、銘柄や利率等を確認しながら購入している。

③可能です。

[与那原町]

①定期預金（1億円）のみ。

③可能です。

[金武町]

①当事業体では行っておりません。

[久米島町]

本町事例なし

[竹富町]

していない。他自治体を参考にしたい。

[読谷村]

①令和3年度から債券（国債）による資金運用を開始

②銘柄：第68回利付国債（30年）

利率：0.60%

額面：300,000,000円

単価：98.894円

購入価格：297,219,534円（経過利子含む。）

③対応可能

[北中城村]

資金運用等を行っておりません。

[中城村]

議題提案事業体

[今帰仁村]

実施歴なし

[恩納村]

①定期預金での運用のみで、投資活動は実施しておりません。

[伊江村]

実績なし、本村においても検討事項となっている回答を参考にしたい。

[国頭村]

①実施していません。

[宜野座村]

実施なし

[大宜味村]

他事業体の回答を参考にしたい。

[東村]

投資はない

議題 6. 「適格請求書等保存方式」(インボイス制度) 導入に向けての取組 (沖縄県企業局)

[提案理由]

令和 5 年 10 月 1 日から消費税の仕入れ税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」(インボイス制度) が導入されます。

それに伴い、総務省等からの資料や財務会計システムウェア保守業務委託業者との調整等により情報収集を行っているところです。

貴事業体におけるインボイス制度導入に向けた対応内容、すでに取り組みられていること、検討事項等についてご教授ください。

<回答>

[那覇市]

本市においては、水道料金等の請求書、領収書等について、資料確認や料金調定システム保守業者との調整等を行い、インボイス制度に対応できるよう表示・記載内容を変更するほか、料金体系表等の修正に伴う条例改正を予定しています。

また、インボイス(適格請求書)発行事業者登録を受けるか否かは事業者の任意ですが、当局が、売上高 1000 万円以下など一定の要件を満たす免税事業者との契約を締結するかについては課題事項であり、他事業体の動向などを参考にしたいと考えております。

[沖縄県企業局]

議題提案事業体

[沖縄市]

インボイス制度に関しては、本市も情報収集に取り組んでいるところです。

事業者として、インボイスを発行する場合、どのように発行するか(検針票に記載するか) また、インボイス登録事業者が発行した適格請求書でないと、仕入税額控除の適用を受けることができないため、取引や契約等含め、他市町村を参考にしながら進めていきたいと考えております。

[うるま市]

本市では、今のところ情報収集しか行っておらず、具体的な取り組みについては、何も決まっていない状況です。

[浦添市]

本市でも情報収集しているところです。今後検針票や納入通知書(3連式)の

レイアウト変更によるシステム改修や経理事務における確認等が増えることから内部研修をする必要があると考えています。

[宜野湾市]

本市ではまだ具体的な取組は行っていないので、他事業体の回答を参考にさせていただきます。

[石垣市]

現在は、情報収集を行っている段階で、具体的な取り組みはおこなっていません。インボイス制度導入については、本庁とも情報を共有し、取り組む予定でいます。

[糸満市]

未取組（情報収集中）

[名護市]

現在、情報収集を行っています。各システム改修の必要性の有無、各種納付書（請求書）発行業務の影響、消費税申告業務など。他事業体の取り組みを参考にしたいです。

[豊見城市]

現在インボイス制度について情報収集を行っているところであり、具体的取り組みについてはまだありません。他市の取扱いを参考にさせていただきたい。

[南城市]

現時点では制度の概要や対応についての勉強会等を行っているのみで、取組や検討等はまだ行っておりません。

[南部水道企業団]

導入に向けての取組、検討等をまだ行っておらず、他事業体の回答を参考にしたいと思います。

[本部町]

行っていません。（事例なし）

[西原町]

現在、情報収集の段階であり、導入に向けた具体的な取組はしておりません。

[北谷町]

現在は、各機関HPやネット上の情報、また財務会計システム業者等からの情報収集の段階。

[嘉手納町]

制度開始が2年後の令和5年10月1日からであり、具体的にどのような影響があるのか、まだ資料等での情報収集を行っている状態です。

水道料金は軽減税率の対象ではありませんが、本町でも営業用での使用が現在475件あり、使用者に対して適格請求書を発行する必要があるとの認識をしております。制度開始の時点から適格請求書（インボイス）発行事業者となるために、令和4年度中の登録申請を行う予定です。

現在の納付書を適格請求書（インボイス）に対応した様式に変更する必要がありますが、システム業者との具体的な調整等はまだ行っていません。

[与那原町]

内容確認中

[金武町]

当事業体では行っておりません。

[久米島町]

本町取り組みなし

[竹富町]

公営企業法適用委託支援業務の中で公認会計士の意見を踏まえ検討していく。

[読谷村]

時期を見て取り組む予定

[北中城村]

本村では具体的な取組をしていないため、他事業体の対応を参考にさせていただきたい。

[中城村]

当事業体では、今後、会計支援を委託している業者との勉強会及び会計システムを利用している会社との協議等を予定しております。

[今帰仁村]

導入に向けた取組みは、まだ行っておりません。

[恩納村]

まだ取組めていません。他の市町村を参考にしたい。

[伊江村]

情報収集中

[国頭村]

未対応のため他事業体を参考にしたいです。

[宜野座村]

本村も、ベンダーと調整している段階で、具体的なことは決まっています。

[大宜味村]

他事業体の回答を参考にしたい。

[東村]

まだ取り組んでいない。

議題7. 投資について（名護市）

〔提案理由〕

投資を行っている団体への質問です。ご教示のほどよろしく申し上げます。

- ①投資の種類
- ②投資の金額
- ③投資の期間
- ④投資先の選定方法（どのように選定したか。比較検討したか。可能な範囲で経緯をご教示ください。）

<回答>

〔那覇市〕

- ① i) 債券の購入 ii) 長期貸付
- ② i) 2億円／年 ii) 1貸付あたり5億円程度
- ③ i) 20年 ii) 25年以内
- ④債券購入につきましては、比較的安全な国債、政府保証債、地方債等の中から選定しております。

長期貸付につきましては一般会計に対するもので、国又は県の地方債同意額の範囲内（資金区分：銀行等）で市長部局と協議を行い、貸付利率、金額等を決定しております。

〔沖縄県企業局〕

- ①定期預金：譲渡性預金
- ②定期預金：5千万円～15億円程度
譲渡性預金：1億～30億程度
- ③定期預金：3～6ヶ月程度
譲渡性預金：1週間程度
- ④定期預金：県内の主要な金融機関へ利率の見積りを依頼し、最も高いところへ預金
譲渡性預金：出納取扱金融機関へ預金

〔沖縄市〕

- ①建物更生共済(JAおきなわ)、5年定期預金
- ②建物更生共済：約24億円 5年定期：7億円

- ③どちらも平成28年度から令和3年度まで
- ④債券及び定期預金など比較検討した上で、選定を行った。

[うるま市]

本市では、投資の実績はありません。

[浦添市]

- ①JA 建物更生共済
- ②約2億8千9百万円を3件加入
- ③5年満期
- ④加入当時は定期預金利率よりも高く、元本が保証される安全性の高い商品だったことから建物更正共済（貯蓄型保険）を選択しています。

[宜野湾市]

- ① I. 国債 II. 建物更生共済（むてき）
- ② I. 99,119,767円 II. 179,883,357円
- ③ I. 11年 II. 5年
- ④確実かつ有利な投資対象として選定しました。
 - I 国債は利率が1.9% (H21)
 - II 建物更生共済（むてき）は、約0.88% (H28) で、国債及び定期預金と比較した。

[宮古島市]

投資は行っていません

[石垣市]

投資は行っていません。

[糸満市]

行っていない

[名護市]

議題提案事業体

[豊見城市]

定期預金以外の運用は実施しておりません。

[南城市]

投資は行っておりません。

[南部水道企業団]

投資は行っていません。

[本部町]

行っていません。(事例なし)

[西原町]

本町では資金運用・投資活動は実施しておりません。他市町村の対応を参考に検討したいと思います。

[北谷町]

- ①長期貸付金（下水道事業に対するもの）
- ②14,100 千円
- ③30 年
- ④当初予算作成時に下水道事業からの要望があった。

[嘉手納町]

- ①有価証券
- ②計 4 億（R2 年度決算時）
- ③10、20 年
- ④額面と同じ（又は額面未満）の国債、地方債、政府保証債等のうち、格付けや利率のよい商品を選定。

[与那原町]

- ①定期預金のみ
- ②1 億円
- ③1 年
- ④見積り比較

[金武町]

当事業体では行っておりません。

[久米島町]

投資なし

[竹富町]

していない。他自治体を参考にしたい。

[読谷村]

①債権（国債）

②額面＝300,000,000円

購入価格＝297,219,534円（経過利子含む。）

③満期償還日＝2050年9月20日

④これまでの取引実績等を勘案し選定

[北中城村]

資金運用等を行っておりません。

[中城村]

現在、当事業体では投資を実施しておりません。他事業体様を参考にさせていただきます。

[今帰仁村]

実施歴なし

[恩納村]

投資を実施しておりません。

[伊江村]

実績なし、本村においても検討事項となっている回答を参考にしたい。

[国頭村]

行っていません。

[宜野座村]

実施なし

[大宜味村]

他事業体の回答を参考にしたい。

[東村]

投資はない

<回答>

[那覇市]

問 1 ①行っている ②行っていない 【 ① 】

《問 1 で②を回答した場合は、問 2 以降の回答は不要です》

問 2 問 2①国債 ②地方債 ③政府関係機関債 ④その他

【 ② ③ ④ 】

※④を回答した場合は、下記に名称を記入してください。

【 地方公共団体金融機構債券 】

問 3. 運用期間は何年ですか（複数回答可）

※銘柄毎の運用期間をお答えください。

①5年 ②10年 ③15年 ④20年 ⑤30年

【 ② ④ 】

問 4. 令和 2 年度末時点の運用額（総額）及び令和 2 年度の利息収入額はいくらですか

運用額【1,397,184 千円】 利息収入額【7,595 千円】

問 5. 水道事業独自で債券運用に関する要綱等を定めていますか

① 定めている ②定めていない ③市長部局の要綱等を準用している

【 ③ 】

問 6. 債券運用額（購入額）はどのようにして決めていますか

※ルールなどがあれば下欄に記入してください

中長期計画から試算して、20 年債を毎年度 2 億円、20 年間で 40 億円の運用を予定しています。

問 7. 債券運用に係る予算科目名称を教えてください

①債券購入の予算

款【資本的支出】項【投資】目【投資有価証券】節【投資有価証券】

②利息収入の予算

款【水道事業収益】項【営業外収益】目【有価証券利息】

節【有価証券利息】

③満期償還時（元金償還）の予算

款【資本的収入】項【 】目【 】節【 】

※満期未到来のため、科目設定を行っておりません（検討中）。

[沖縄県企業局]

問 1. ①行っている ②行っていない

【 ①※H29 年度以降は行っていない 】

問 2. ①国債 ②地方債 ③政府関係機関債 ④その他

【 ② 】

問 3. 運用期間は何年ですか（複数回答可）

※銘柄毎の運用期間をお答えください。

①5年 ②10年 ③15年 ④20年 ⑤30年

- 【 ① 】
- 問4. 令和2年度末時点の運用額（総額）及び令和2年度の利息収入額はいくらですか
 運用額【 0千円】 利息収入額【 0千円】
- 問5. 水道事業独自で債券運用に関する要綱等を定めていますか
 ①定めている ②定めていない ③市長部局の要綱等を準用している
- 【 ① 】
- 問6. 債券運用額（購入額）はどのようにして決めていますか
 ※ルールなどがあれば下欄に記入してください

過去や直近の運用実績を考慮し決定。

- 問7. 債券運用に係る予算科目名称を教えてください
- ①債券購入の予算
 款【資本的支出】項【投資】目【投資有価証券購入費】
 節【投資有価証券購入費】
- ②利息収入の予算
 款【水道事業収益】項【営業外収益】目【受取利息及び配当金】
 節【有価証券利息】
- ③満期償還時（元金償還）の予算
 款【資本的収入】項【投資償還金】目【投資有価証券償還金】節【 - 】

[沖縄市]

- 問1. 【 ② 】

[うるま市]

議題提案事業体

[浦添市]

- 問1. 【 ② 】

[宜野湾市]

- 問1. 国債や地方債などの債券運用を行っていますか
 ① 行っている ②行っていない 【 ① 】
- 問2. 運用債券の種類は何ですか（複数回答可）
 ① 国債 ②地方債 ③政府関係機関債 ④その他
 【 ① 】
- 問3. 運用期間は何年ですか（複数回答可）
 ※銘柄毎の運用期間をお答えください。
 ①5年 ②10年 ③15年 ④20年 ⑤30年
 【 ④ 】
- 問4. 令和2年度末時点の運用額（総額）及び令和2年度の利息収入額はいくらですか
 運用額【 99,120千円】 利息収入額【 1,400千円】

問5. 水道事業独自で債券運用に関する要綱等を定めていますか
①定めている ②定めていない ③市長部局の要綱等を準用している
【 ② 】

問7. 債券運用に係る予算科目名称を教えてください

- ①債券購入の予算
款【 資本的支出 】項【 投資その他の資産 】目【 投資有価証券 】
節【 投資有価証券】
- ②利息収入の予算
款【 水道事業収益 】項【 営業外収益 】目【 受取利息 】
節【 有価証券利息 】
- ③満期償還時（元金償還）の予算
款【 資本的収入 】項【 その他資本的収入 】
目【 投資有価証券受入 】節【 投資有価証券受入 】

[宮古島市]

問1. 【 ② 】

[石垣市]

問1. 【 ② 】

[糸満市]

問1. 【 ② 】

[名護市]

問1. 【 ② 】

[豊見城市]

問1. 【 ② 】

[南城市]

問1. 【 ② 】

[南部水道企業団]

問1. 【 ② 】

[本部町]

問1. 【 ② 】

[西原町]

問1. 【 ② 】

[北谷町]

問1. 【 ② 】

[嘉手納町]

問1. 国債や地方債などの債券運用を行っていますか

① 行っている ②行っていない 【 ① 】

《問1で②を回答した場合は、問2以降の回答は不要です》

問2. 運用債券の種類は何ですか（複数回答可）

①国債 ②地方債 ③政府関係機関債 ④その他

【 ②、③ 】

※④を回答した場合は、下記に名称を記入してください。

【 】

問3. 運用期間は何年ですか（複数回答可）

※銘柄毎の運用期間をお答えください。

①5年 ②10年 ③15年 ④20年 ⑤30年

【 ②、④ 】

問4. 令和2年度末時点の運用額（総額）及び令和2年度の利息収入額はいくらですか

運用額【 400,000千円】 利息収入額【 1,592千円】

問5. 水道事業独自で債券運用に関する要綱等を定めていますか

① 定めている ②定めていない ③市長部局の要綱等を準用している

【 ③ 】

問6. 債券運用額（購入額）はどのようにして決めていますか

※ルールなどがあれば下欄に記入してください

証券会社案内の商品が基本1億円単位で発行されている為、予算を1億単位で計上。購入の際は、額面と同じ（又は額面未満）としているが、額面未満の既発債ではなく額面と同じになる新発債を購入している。

問7. 債券運用に係る予算科目名称を教えてください

①債券購入の予算

款【資本的支出】項【投資】目【投資有価証券】節【投資有価証券】

②利息収入の予算

款【水道事業収益】項【営業外収益】目【受取利息】節【有価証券利息】

③満期償還時（元金償還）の予算

款【資本的収入】項【投資】目【投資有価証券】節【投資有価証券】

[与那原町]

問1. 【 ② 】

[金武町]

当事業体では行っておりません。

問1. 【 ② 】

[久米島町]

問1. 【 ② 】

[竹富町]

問1. 【 ② 】

[読谷村]

問1. 国債や地方債などの債券運用を行っていますか

①行っている ②行っていない 【 ① 】

《問1で②を回答した場合は、問2以降の回答は不要です》

問2. 運用債券の種類は何ですか（複数回答可）

1 ①国債 ②地方債 ③政府関係機関債 ④その他

【 ① 】

※④を回答した場合は、下記に名称を記入してください。

【 】

問3. 運用期間は何年ですか（複数回答可）

※銘柄毎の運用期間をお答えください。

①5年 ②10年 ③15年 ④20年 ⑤30年

【 ⑤ 】

問4. 令和2年度末時点の運用額（総額）及び令和2年度の利息収入額はいくらですか

※令和3年度から債券運用を開始しているためその内容を記載

運用額【 300,000千円】 利息収入額【 1,800千円】

問5. 水道事業独自で債券運用に関する要綱等を定めていますか

①定めている ②定めていない ③市長部局の要綱等を準用している

【 ② 】

問6. 債券運用額（購入額）はどのようにして決めていますか

※ルールなどがあれば下欄に記入してください

令和2年度までの定期預金額を勘案し運用額を決定

問7. 債券運用に係る予算科目名称を教えてください

①債券購入の予算

款【資本的支出】項【投資その他資産】目【投資有価証券】

節【その他投資】

②利息収入の予算

款【水道事業収益】項【営業外収益】目【受取利息及び配当金】

節【有価証券利息】

③満期償還時（元金償還）の予算

款【資本的収入】項【その他資本収入】目【その他資本収入】
節【その他資本収入】

[北中城村]

問1.【 ② 】

[中城村]

問1.【 ② 】

[今帰仁村]

問1.【 ② 】

[恩納村]

問1.【 ② 】

[伊江村]

実績なし、本村においても検討事項となっている回答を参考にしたい。

問1.【 ② 】

[国頭村]

問1.【 ② 】

[宜野座村]

問1.【 ② 】

[大宜味村]

他事業体の回答を参考にしたい。

[東村]

問1.【 ② 】

議題 9. 固定資産台帳と施設台帳の整合について(糸満市)

[提案理由]

資産の決算整理に伴い、固定資産のデータを、工事担当側では施設台帳として、経理担当としては固定資産台帳として整理する際、下記項目において参照としたいのでご教示願います。

①資産の単位は 工事単位、中分類単位(※1件の工事を施設数量と取得価格で内訳)、施設単位、その他 ※別紙参照

(糸満市:工事単位)

②施設台帳の工事番号と資産台帳番号は一致か 相違の場合の照合の方法は

(糸満市:一致していない 年度工事名で判断)

③固定資産台帳に必要なデータの担当は決まっていますか

(糸満市:

工事担当⇒設計図、施工図、契約書、補助単独別決算額一覧(財源内訳含)、受贈財産資料

経理担当⇒間接費配賦、減価償却算出、財源確認、決算額確認)

④施設台帳で現行データと乖離があった場合の処理方法は

(糸満市: 適正データに基づき工事担当で整理 詳細をメモ機能で残す 検査決算等説明)

⑤直近で資産調査を実施しましたか

(糸満市:令和元年度実施 アセットマネジメント支援システム構築)

⑥施設台帳と固定資産台帳との整合はスムーズですか また連携していますか

(糸満市:連携無で施設台帳整備済だが資産台帳との乖離に苦慮している、現行と不一致がある)

⑦過去の資産データ乖離解決方法について何かいい例がありましたらご教示ください。

<回答>

[那覇市]

①その他 年度ごとに、管路(送水管、配水管)、口径別、弁栓類別に固定資産台帳上の資産を計上している。

②一致していない 竣工年度、口径で判断

③工事担当⇒工事別口径別管弁栓別決算額一覧(財源内含)、受贈財産資料・経理担当⇒間接費配賦、減価償却算出、財源確認、決算額確認

④施設台帳は、3条工事(移設工事含む)の内容も反映させているため、台帳間の乖離は生じるものと思われるが、特に処理していない。

- ⑤固定資産台帳に基づく、調査は行っていない。
- ⑥④の回答のとおり
- ⑦当市では対応していないため、先例市の事例を参考にしたい。

[沖縄県企業局]

- ①固定資産台帳に関しては、設備毎に登録を行っている。施設台帳に関しては、施設毎に分類し、設備毎に紐付けを行っている。
- ②番号は一致していませんが、固定資産台帳の作成後、施設台帳関連のシステムに職員が固定資産番号等の情報を登録しており、照合は可能です。
- ③固定資産台帳の登録に関しては、経理課（管財班）で行うため、必要なデータのとりまとめを行っている。
- ④設備台帳関連システムを利用する職員が、乖離があった場合に適宜修正しています。
- ⑤新規登録する資産に関しては、翌年度に実施照合を行っている。
- ⑥固定資産台帳の作成後、施設台帳関連システムに担当職員が固定資産番号等の情報を登録していますので、データの整合及び連携は図られています。
- ⑦当局については、経理課で作成した固定資産台帳のデータを元に工事担当側（配水管理課）で施設台帳を作成している。

[沖縄市]

- ①工事単位
- ②番号は一致しておりません。照合方法としては年度工事名、竣工図番号で判断しております。
- ③貴市同様に担当を振り分けております。
- ④現場調査を行い、適正データに基づきマッピング担当で整理しております。
- ⑤平成 29 年度実施 【平成 29 年度水道施設情報管理システム更新入力及び固定資産情報登録業務委託】
- ⑥台帳システムが異なるため、連携しておりません。本市も貴市同様にデータの不一致があり、データ整合に苦慮しております。
- ⑦本市も他市町村を参考にしたいと思っております。

[うるま市]

- ①工事単位で整理。ただし、資産科目別に台帳作成するため 1 件の工事で複数の固定資産台帳を作成する場合もある。
- ②一致していない。年度工事名で判断
- ③工事担当：設計図、施工図、契約関係書類、財源内訳、受贈財産資料経理担当：

間接費配賦、減価償却費算出、財源確認、決算額確認

④令和元年度より実施している水道施設情報管理システム再構築業務に伴い、適正データへ更新する予定です。現行データと乖離があるものについては、どの程度乖離があるか調査中のため、調査後に乖離の整合について検討する。

⑤令和元年度より実施 ※令和3年9月完了予定

水道施設情報管理システム再構築業務

⑥システム間は連携していません。施設台帳と固定資産台帳の整合については、現在、施設台帳を整備中のため、どの程度乖離があるかは調査中です。

⑦台帳整備中のため、実態はまだ把握できていませんが、資産台帳との乖離は必ずあると思われるので、他事業体の取り組みを参考にしたいと考えております。

[浦添市]

①施設単位

②一致していない。登録年度と名称で判断

③糸満市と同じ

④施設台帳と資産台帳を突合していないため現段階では処理方法はなし。

⑤実施していない。

⑥今後、施設台帳と固定資産台帳の整合性を取ることができるのか検討する予定。現在は連携していない。

⑦本市ではこれから整合性を取ることが可能か検討するため、他事業体を参考にさせていただきます。

[宜野湾市]

①工事単位

②一致している

③本市においても貴事業体と同様の担当となっております。

④本市においても貴事業体と同様の処理となっております。

⑤令和元年度実施 水道施設固定資産台帳（管路）整理業務委託

令和元年度実施 水道設備情報管理システム構築業務委託

⑥本市においても整合が取れていないため貴事業体と同様、苦慮しております。

⑦本市においても、固定資産台帳、施設台帳、マッピングについて整合を取りたいと考えておりますので、他事業体の情報を参考にさせていただきたいです。

[宮古島市]

①工事単位

②一致していない。

③工事担当：設計図、施工図等

財務担当：固定資産登録（減価償却算出・財源確認等）

④施設台帳については、整備中なので、施設台帳を整備後、数量等の乖離があった場合には、工事担当と調整の上、財務担当で修正入力を行う予定。

⑤管路については、令和2年度に実施。その他施設については、これから実施予定。

⑥詳細な確認はしていないが、現行データとの不一致はあるものと考えている。その際には、随時修正を行っていく予定。

⑦特に実施していないが、資産データ等の修正については、時間をかけてでも地道に行っていく以外ないと考える。例えば、かなり前に整備した施設等については、図面等がなく、詳細な施設内容の確認がとれないため、現在の登録データと整合を図ることが困難なケースもあると考えられるが、そのような場合には、その施設を更新する機会をまって、整合を図っていく必要があり、また、職員でも調査ができる施設であれば、可能な限り詳細な数量をひろって、整合を図っていくことも必要であるとする。（経済的余力があれば、施設の調査を委託するなども考えられる）いずれにしても時間を要する取組なので、地道に取り組んでいくことが必要だと考える。

[石垣市]

①糸満市と同様。

②糸満市と同様。

③糸満市と同様。

④糸満市と同様。

⑤令和2年度実施 経営戦略策定時

⑥糸満市と同様。

⑦施設更新の際に解消する。

[糸満市]

議題提案事業体

[名護市]

①工事単位で整理しています。

②番号は一致していません。施設台帳については、現在詳細情報（設備台帳）を整備しており、照合方法についても調整中です。

③固定資産台帳の登録に際して下記により分担しています。

・事業担当者作成資料：工事台帳、委託業務台帳、契約明細書、請負工事及び委託業務の設計書・検収調書・契約書等、工事に係る材料費の契約書・検収調書、

行政官庁許認可事項に係る資料、受贈財産資料など

・経理担当者作成資料：財源・間接費配賦資料、減価償却資料など

④検討中です。他団体の意見を参考にしたいです。

⑤特にしていません。

⑥整合について検討中です。連携はありません。

⑦他団体の意見を参考にしたいです。

[豊見城市]

①工事単位

②一致している

③糸満市と同様

④適正データを基に保守管理業者に修正を依頼。管理担当者が詳細を Excel データで残す。

⑤令和 3 年度実施 水道設備台帳及び固定資産情報構築

⑥連携無。整合していない。除却資産等の内容について固定資産台帳で把握していないものがあり、反映できていないものがある。

[南城市]

①中分類単位

②一致していません 年度、口径、管種、延長、場所等で判断しています。

③工事担当者⇒工事・受贈財産の詳細調書を作成し、経理担当者へ提出
経理担当者⇒調書の精査・ヒアリング後に、資産科目や耐用年数等を決定、登録減価償却算出を行う

④適正データに基づき工事担当者にて整理、経理担当者との情報共有

⑤平成 29 年度にアセットマネジメント委託業務にて実施

⑥スムーズではなく連携もしていないため、今後整理をしながら連携型システムの導入を検討していきたい。

⑦本市においても、他の事業体のいい例や、各台帳システム関連委託業者の意見・アドバイス等もいただきながら、解決に近づけていきたいと思っております。

[南部水道企業団]

①中分類単位で登録している。

1 件の工事にて地区が分かれば、地区ごとに資産番号を分けて整理している。

1 件の工事にて用途が分かれば、用途ごとに資産番号を分けて整理している。

同箇所において工区を分けてる工事においては、合算して整理している。

②施設台帳の工事番号と資産台帳番号は一致していないが、施設台帳に資産番号を

記入及び資産台帳を添付している。

③工事担当者が登録に必要な調書を作成し、経理担当者が帳簿と一致しているかを確認し登録している。

④適正データに基づき、固定資産の除却を行う。

⑤資産調査を実施しました。

⑥②と同じ

[本部町]

①工事単位

②不一致（工事名で判断）

③決まっていません。（それぞれの担当が行っている。）

④現在施設台帳整備中です。

⑤アセットマネジメント計画策定中です。

⑥現在整備中です。

[西原町]

①工事単位

②一致していない 年度工事名で判断

③工事担当⇒竣工図 経理担当⇒間接費配賦、減価償却算出、財源確認、決算額確認

⑤今年度固定資産台帳等構築業務委託発注

⑥連携無で施設台帳整備済だが資産台帳との乖離に苦慮している、現行と不一致がある)

⑦他市町村の取組みを参考に対応していきたいと思います。

[北谷町]

①中分類単位

②整理中。不明なものについては、年度工事名で判断

③工事担当→工事書類一式、竣工調書*補助単独調書含
施設管理→受贈財産資料

経理係→固定資産台帳登録、建設仮勘定、決算額確認*減価償却費含

④適正データに基づき工事担当で整理 詳細をメモ機能で残す

⑤固定資産情報整理及び管理機能構築（システム構築）

⑥貴市同様に苦慮

[嘉手納町]

- ①工事単位
- ②一致していない 年度工事名で判断
- ③担当は決まっている。(水道施設係長)
- ④施設台帳と固定資産台帳の整合を図る準備をしております。まだ処理方法は決まっておきませんので他事業体を参考にしたい。
- ⑤実施しておりません。
- ⑥糸満市と同様に苦慮しております。
- ⑦当事業体でも苦慮しており、他事業体の取り組み状況を参考にしたい。

[与那原町]

- ①工事単位
- ②一致していない。委託にて照合をかけている (現在確認中)
- ③ほぼ同様
- ④糸満市と同様に工事担当で整理
- ⑤委託にて照合をかけている。
- ⑥整合と連携、ともにできていない。
- ⑦他自治体の事例を参考にしたい。

[金武町]

令和2年度において、資産台帳システム導入し、固定資産台帳、施設台帳は令和2年において資産調査を行いました。

[久米島町]

- ①本町工事単位
- ②本町一致していない
- ③経理担当一人で行っている
- ⑤本町行っていない
- ⑥企業会計システムで予算管理と台帳管理を行っている。不一致が一部あり、除去処分していない資産を調査し、一度での除去は難しいので徐々に除去処分していく。

[竹富町]

- ①中分類単位。
- ②なし。
- ③決まっていない。
- ④他自治体を参考にしたい。

- ⑤改築更新工事の設計の中で、資産台帳の調査
- ⑥連携しておらず、他自治体を参考にしたい。
- ⑦他自治体を参考にしたい。

[読谷村]

- ①工事単位
- ②一致していない 年度工事名で判断
- ③工事担当⇒水道施設調書（施工費、財源内訳、管種口径明細等）、建設仮勘定算定
- ④現時点で事例なし
- ⑤未実施
- ⑥現状と不一致がある
- ⑦未解決のため特になし

[北中城村]

- ①工事単位。
- ②一致していない。工事年度、工事場所、工事名、工事業業者で照合。
- ③施設管理係工事担当職員にて（補助、単独、譲渡）設計、工事、竣工までの一件書類を管理。施設管理係長にて台帳登録業務を行っています。
- ④データ内容の修正を行っています。
- ⑤令和元年度経営戦略策定業務にて行いました。
- ⑥連携はしていません。
- ⑦特にありません。

[中城村]

- ①工事単位です。
- ②貴市と同様に一致しておらず、年度工事名で判断しております。
- ③当事業体では、施設担当で工事ごとの固定資産のデータを整理してもらい、総務担当で決算時に登録や除却処理をして決算額を確定させております。
- ④工事担当で適正データに基づき、修正を行っております。
- ⑤令和3年度に水道台帳システム構築の為、実施予定です。
- ⑥今後の水道台帳システム構築時に連携を検討しています。
- ⑦他事業体様の方法等を参考にさせていただきます。

[今帰仁村]

- ①、③ 糸満市と同
- ②、④～⑦ 施設台帳未整備

[恩納村]

- ①工事単位
- ②一致していない。
- ③本村も糸満市と同様な役割分担になっております。
- ④未実施
- ⑤未実施
- ⑥連携できていない。
- ⑦実施事例が無いため他市町村の例をご教授願いたい。

[伊江村]

整合性はない。今後施設台帳整備予定。

[国頭村]

台帳未作成のため、他市町村を参考にしたいです。

[宜野座村]

他市町村を参考にさせて下さい。

[大宜味村]

他事業体の回答を参考にしたい。

[東村]

現在、固定資産台帳整備業務を発注しているため、未だ未完成。

議題10. 統計指標について(糸満市)

決算、経営戦略等経営分析において、全国平均や類似団体の各指標を参照することがあると思いますが、貴団体において適当なデータの確保をどうしていますか。

(求める指標等 総収支比率、経常収支比率、営業収支比率、流動比率、固定資産構成比率、自己資本構成比率、固定資産対長期資本比率、供給単価、給水原価、料金回収率、有収率)

(糸満市: ネット検索で

①総務省⇒地方公営企業決算⇒水道事業経営指標⇒類型別各指標

※全国平均名はあるが類似団体がない

②総務省⇒地方公営企業決算⇒決算の概況

(上記と多少のずれがある 結果、人口区分や経営指標から算出している)

<回答>

[那覇市]

本市においては、「地方公営企業年鑑」から類似団体である給水人口30万人以上の事業のデータを活用させて頂いております。

[沖縄県企業局]

沖縄県企業局では、経営分析等による全国との比較について、府県営の水道水供給事業体(全21事業体)と比較しています。

統計データについては、総務省の「地方公営企業年鑑」を用いており、各府県営水道水供給事業体の数値から、必要な経営指標の算出、21事業体の平均値の算出、などの対応を行っています。

[沖縄市]

とくにデータの収集方法について定めがありません。他事業体を参考にさせていただきます。

[うるま市]

総務省のホームページ(地方公営企業年鑑、経営比較分析表、地方公営企業決算状況調査など)を活用しています。

[浦添市]

糸満市と同様、ネット検索による

[宜野湾市]

総務省⇒地方公営企業決算⇒水道事業経営指標⇒類型別各指標⇒給水人口規模による区分選択⇒類似団体の全国平均値
本市の経営戦略、経営分析比較表において、上記の数値を参照しております。

[宮古島市]

基本的にインターネット検索を活用。参照したい団体のホームページなどを検索し、必要なデータを開覧する。(必要なデータがインターネット上になれば、電話連絡等で直接問い合わせ、データの提供をお願いします。)

[石垣市]

本市は1島1市のため、他市の指標を参照する機会は少ないのですが、調べる場合は、総務省のホームページを活用しています。

[糸満市]

議題提案事業体

[名護市]

統計指標については、必要に応じて経営指標算出元データや市町村行財政概況(県企画部市町村課)を参考にしています。

[豊見城市]

今年度は決算等における各種指標の比較については県内11市間での比較のみを行っており、その際は宜野湾市がまとめていただいた資料にて比較分析を行った。

また経営戦略については、沖縄県HP掲載の経営比較分析表を用いて経営分析を行った。

[南城市]

貴市とほぼ同様です。

[南部水道企業団]

総務省⇒地方公営企業決算⇒経営比較分析表
類似団体一覧から自治体をピックアップして比較しています。

[本部町]

コンサルに委託しており、北部市町村及び人口同規模団体(県内)をピックアップ

プしている。

[西原町]

本町では、令和2年度に経営戦略を策定したばかりであり、現在、策定後の分析等は未実施です。今後、他市町村の取組みを参考にしたいと思います。

[北谷町]

貴市同様

[嘉手納町]

本町では、【沖縄県ホームページ→公営企業に係る「経営比較分析表」の公表について→経営比較分析表】より、各市町村の経営比較分析表を拾い集めエクセルデータで一覧にし、類似団体等ソートできるようにしている。ただあまりにもアナログ的で時間がかかるため、県で取り纏め一覧にしてもらうなど、決算や議会对策でも利用できる資料があると有難いと常日頃思うところである。

他事業体が利用している参考データ等あれば情報共有いただきたい。

[与那原町]

毎年公開している経営比較分析表を使っています。

[金武町]

当事業体でも①総務省→地方公営企業決算→水道事業経営指標→類型別各指標
給水人口1万人以上1.5万人未満で類型区分：B7、b7を参照しています。

[久米島町]

決算にて比率は報告しているが、他類似団体の各指標は参照していない

[竹富町]

他自治体を参考にしたい。

[読谷村]

決算時に独自で算出しておりますが、他団体との比較は行っておりません。

[北中城村]

他事業体の対応を参考にさせていただきたい。

[中城村]

当事業体においても貴市と同様な対応です。他事業体様の対応を参考にさせていただきます。

[今帰仁村]

本村では、①総務省→地方公営企業決算→水道事業経営指標→団体別類型一覧表にて同一類型区分を検索し、類似団体名を確認しております。

(糸満市の場合 B4 なので県内だと宜野湾市、名護市、豊見城市が類似団体)

[恩納村]

経営戦略の経営分析においてはコンサルに委託し、給水人口規模が類似している県内の団体及び、有収水量密度の類似している九州県内の団体と比較検討を行った。

[伊江村]

事例なし

[国頭村]

本村も同様にネット検索で行っています。(類似団体の各指標を参照)

[宜野座村]

他市町村を参考にさせていただきます。

[大宜味村]

他事業体の回答を参考にしたい。

[東村]

ネット検索にて必要情報を探す事しか出来ていない。

議題 1 1. 会計年度任用企業職員の報酬額について（石垣市）

本市では、令和 2 年度から会計年度任用職員制度が始まり、水道部においては、下記のとおり業務内容にかかわらず報酬額が同額となっております。

今後、業務内容に応じた報酬額の設定を検討しているため、各事業体の状況を参考にさせていただきたくご教示ください。

【業務内容】

- ・ 事務補助（庶務業務）
- ・ 事務補助（窓口・電話対応、入力等業務）
- ・ 事務補助（窓口・電話対応、閉開栓（外勤）等業務）
- ・ 浄水場作業員（現場作業員業務）

級号給	月額（円）
1-1	138,559
1-2	139,602
1-3	140,740
1-4	141,783
1-5	142,827

<回答>

[那覇市]

保健師（2 級 11 号給 217,300 円）、パソコンヘルプデスク（2 級 24 号給 234,400 円）以外は、一律な報酬設定（採用時 1 級 5 号給 150,600 円）となっております。

[沖縄県企業局]

本県における会計年度任用職員の給与等については、沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程において 9 種の職が定められていますが、全ての職において同じ給料表の級から経験年数等を考慮して支給することとしています。そのため、職や業務内容による報酬の違いはありません。ただし、事務補助の職員については、号級の上限が定められています。

[沖縄市]

本市では昨年度より取り入れた会計年度任用職員の給与については以下と通りになっています。

職種	級号級	月額（円）
一般事務職（窓口、庶務）	1 級 1 号給	136,600 円
現場作業員	1 級 12 号給	148,600 円
語学（英語・スペイン語）	1 級 41 号給	159,700 円
測量士補	2 級 72 号給	222,500 円
2 級土木施工管理技士	2 級 72 号給	222,500 円

[うるま市]

本市では原則パートタイムでの任用となっておりまして、規則により職務の級の号給が定められています。

業務の種類は、事務補助員、一般事務員、建設技術員 甲・乙等があり、水道部では、建設技術員 甲が2名で管路等修繕業務、老朽給水管更新工事を担当し、事務補助員は1名で庶務係、一般事務員は4名で、マッピング入力、窓口、収納係、経理係となっております。号給は経験年数を加算して決定しておりまして、給与月額は36時間15分（パートタイムの一週間当たりの勤務時間）を38時間45分（フルタイムの一週間当たりの勤務時間）で除した数に、給料表に定める額を乗じた額となっております。

職	級号級	給料月額
職員A：建設技術員 甲 （管路等修繕業務）	2-61	$278,100 \text{ 円} \times 36.25 / 38.75 = 260,159 \text{ 円}$ （月額）
職員B：建設技術員 甲 （老朽給水管更新工事担当）	2-67	$283,100 \text{ 円} \times 36.25 / 38.75 = 264,836 \text{ 円}$ （月額）
職員C：一般事務員（マッピング入力作業）	1-15	$161,300 \text{ 円} \times 36.25 / 38.75 = 150,894 \text{ 円}$ （月額）
職員D：一般事務員 （窓口）	1-6	$149,700 \text{ 円} \times 36.25 / 38.75 = 140,042 \text{ 円}$ （月額）
職員E：一般事務員 （収納係）	1-13	$158,300 \text{ 円} \times 36.25 / 38.75 = 148,088 \text{ 円}$ （月額）

職員F：事務補助員 (庶務)	1-1	144,100円×31/38.75=115,280円(月額) (週4日勤務のため31時間)
職員G：一般事務員 (経理)	1-15	161,300円×36.25/38.75=150,894円(月額)

[浦添市]

- ①一般事務 1-1 から
- ②水道総務事務員 1-22 から
- ③営業事務員 1-30 から
- ④水道施設管理員 1-1 から

級号給	給料月額(円)
1-1	146,100
1-2	147,200
1-3	148,400
1-4	149,500
1-5	150,600

[宜野湾市]

主任企業会計事務職員

各種伝票類のチェック、企業会計に関するアドバイス

時給：1,386円～1,428円

企業会計事務職員

上下水道事業会計における伝票の作成、予算執行管理、職員の補助業務、
その他雑務等

時給：1,201円～1,266円

一般事務職員

各所属課における一般事務、電話対応業務、職員の補助業務、その他雑務等

時給：913円～957円

※時給は官公庁及び外郭団体の経験年数に応じて決定しています。(過去5年間)

[宮古島市]

一般事務補助員と技術関係事務補助員の報酬額の設定になります。

1年ごとに2等級上がります。上限は1-7です。

級号給	月額(円)
1-1	146,100

1-2	147,200
1-3	148,400
1-4	149,500
1-5	150,600
1-6	151,700
1-7	152,800

[石垣市]

議題提案事業体

[糸満市]

本市では市条例に準じ次の職務表にて等級分類し、同条例に定める給与表にて号給を決定しています。

等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	知識又は経験を有する業務を行う職務
	資格を有し知見的特殊性のある業務を行う職務
2 級	知識又は経験が特に高い業務を行う職務
	資格を有し知見的特殊性が特に高い業務を行う職務

[名護市]

配置された課、係によって、業務の内容は違いますが、主に定型的及び補助的な業務のため、報酬は同額です。

[豊見城市]

本市では、水道事業で採用している会計年度任用職員全員「一般事務」という職種であるため、報酬額は同額となっております。

【業務内容】

- 一般事務（庶務業務、電話対応、料金関係書類確認作業等）
- 一般事務（庶務業務、窓口・電話対応、工事・委託・事務費等の事務補助等）
- 一般事務（窓口対応、申請審査、現場検査等）

級号給	月額（円）
1-1	146,100
1-2	147,200
1-3	148,400
1-4	149,500
1-5	150,600

[南城市]

本市水道事業においても、職種の一般事務で一括りとなっており、業務内容に応じた設定はされておられません。

[南部水道企業団]

当企業団においても、職種ごとの複雑さや困難及び責任の程度に基づき、業務内容に応じて報酬額を設定しておらず、他事業体を参考にしたいと思います。

[本部町]

事務補助 窓口・電話対応・入力業務

事務補助 職員検診・(開栓・閉栓)・指数確認業務

*フルタイムはいません。

パートタイム

給号給	月額（円）
1-1	131,961
1-2	132,954
1-3	134,038
1-4	135,032
1-5	136,025

[西原町]

本町でも、事務補助業務員として採用しておりますが、業務内容に応じた報酬額の設定はしていません。

会計年度任用職員給与表

級号給	月額（円）
1-1	146,100
1-2	147,200
1-3	148,400

1-4	149,500
1-5	150,600

[北谷町]

当町では、業務内容に関わらず当該会計年度任用企業職員の学歴免許等の資格又は経験年数に応じて下記の通り決定する事となります。

職名	学歴免許等	職務の級	基礎号給	上限号給
事務補助職員	高校卒	1	5	14
水道事業業務員	短大卒	1	25	71
土木技術業務員	短大卒	3	1	67

[嘉手納町]

本町水道事業の会計年度任用職員は計2名。

業務の内容としては、どちらかに比重があるわけではなく、同等と思われます。

業務係1名（開閉栓、料金の調定から収納・督促や催告等、窓口や電話対応等）

施設係1名（給水装置工事申込、指定給水装置工事事業者申請修繕等）

級号給	月額（円）
1-1	131,961
1-2	132,954
1-3	134,038
1-4	135,032
1-5	136,025

[与那原町]

本町総務課にて、パートタイム職員としての計算をしています。

[金武町]

土木等技術業務職員

基本号級 3-51 301,064 円

水道施設技術職員

3-41 286,258 円

水道給水工事技術職員

2-25	227,806 円
上水道料金等収納業務職員	
1-11	142,348 円
浄水場作業員	
1-33	日給 9,009 円 (7.5 h)

[久米島町]

1 年目時給 934 円 2 年目時給 956 円 3 年目以降時給 977 円

[竹富町]

令和 2 年度実績、5,398 千円

[読谷村]

収納業務、開閉栓業務等ありますが「水道事業事務」として一律です。

1-1 131,961 円～

[北中城村]

水道事業の会計年度任用職員の職種は、全て一般事務として同額の報酬額となっております。

[中城村]

当事業体の状況は下記の通りです。

補助 1 (料金窓口、納付書作成、閉開栓、入力業務等)

補助 2 (現場確認、施設維持管理、穿孔・完了検査補助、水質検査補助等)

補助 3 (閉開栓、水質検査補助、現場確認、穿孔・完了検査補助等)

級号給	月額 (円)
1 - 1	144,100
1 - 2	145,200
1 - 3	146,400
1 - 4	147,500
1 - 5	148,600

[今帰仁村]

一般会計に準じて報酬額を設定しております。

[恩納村]

本村も業務内容にかかわらず、報酬額は一定となっているため、他の市町村で参考事例があればご教授願いたい。

[伊江村]

R3年度より採用なし

[国頭村]

本村では、2名の任用職員がいます。下記のとおりとなっています。

	級号給	月額（円）	業務内容
技術職員主任	2-9	175,812	水道施設の点検管理等
技術職員	1-22	138,915	水道施設の点検管理等

[宜野座村]

本村の報酬額は下記のとおりとなっています。

級号給	月額（円）	業務内容
1-1	141,387	・事務職（窓口・電話対応、庶務）
1-5	145,741	
1-1	141,387	・水道量水器管理業務（窓口・電話対応、電算入力、口座振替事務、検針準備）
1-5	145,741	
1-9	149,903	
1-13	154,935	
1-13	154,935	・上下水道料金徴収員
1-17	160,548	
1-21	166,161	
1-25	176,322	・水道施設管理業務（配給水管工事管理・調整、開閉栓）
2-50	228,677	
2-54	232,645	
2-58	235,741	
2-62	238,935	

[大宜味村]

浄水場作業員（現場作業員業務、開閉栓業務、検針業務）

パートタイム 月額 171,290円 1級23号（フルタイムだと177,000円）

[東村]

業務ごとではなく、条例に基づいた報酬額で対応している。

議題 12. コロナ禍における業務継続体制（BCP）について（那覇市）

[提案理由]

県内の新型コロナウイルス感染が急速に拡大する中、市民へ安全安心な水道水を安定して供給するという使命を担う立場として、局内で感染者が発生した場合でも水道事業が継続できるよう、当市では以下の対策を行っている。

①行動計画（感染者発生時の行動指針）の策定

局内で感染者が発生した際、各職員がどのような行動をとればよいかをフロー図にしてまとめている。

②業務継続計画（BCP）の作成

BCPを作成し、各課の所管業務に対し、予め継続・縮小・休止の優先順位を決定し業務を遂行している。また、業務の繁忙状況により優先順位は変動するため、2か月おきに見直しを行っている。

③経験者（応援要員）リストの作成

上記BCPにおける継続業務の経験を有する職員の状況を事前にリスト化しておき、感染者が発生した場合でも他職員による応援により継続業務遂行が可能となるような体制を整えている。

貴事業体において、独自で取り組んでいる対策があればご教示ください。

<回答>

[那覇市]

議題提案事業体

[沖縄県企業局]

沖縄県企業局新型コロナウイルス感染症等対策本部設置要綱

(令和2年7月31日策定)

第1条 沖縄県内において、新型コロナウイルス感染症等の発生又は感染が拡大するおそれがある場合において、沖縄県企業局の安定的な水供給体制を確保するため、沖縄県企業局新型コロナウイルス感染症等対策本部を設置する。

構成員：局長、両統括監、本庁課長

開催状況 令和2年度：計13回

令和3年度：計4回（令和3年8月末日現在）

○新型コロナウイルス感染症等対策マニュアル（暫定版）策定

（令和2年10月1日）

・業務継続計画の策定

新型コロナウイルス感染症等に対応するため、次の方法により業務を分類し、所属毎に優先すべき業務をあらかじめ抽出

S業務：新型コロナウイルス感染症等のまん延により発生する業務

A業務：欠勤者が出ている場合でも2週間以上停止することができない業務

・要員の確保

所属間での業務応援を円滑に実施できるよう経験者リストを作成委託業者等との連携配置技術者の罹患等に対する欠勤時の要員の確保、並びに業務継続に関する態勢について、あらかじめ業務継続計画書を作成

・その他

タブレット端末を活用したweb会議

→活用例（課所長会議、事務調整（ヒアリング、受託業者との打ち合わせ）等）

エッセンシャルワーカー等を対象とするワクチン先行接種（沖縄県広域ワクチン接種センター）

[沖縄市]

沖縄市の新型インフルエンザ等対策のための業務継続計画(BCP)に沿った対応をしている。

[うるま市]

新型コロナウイルス感染症に係る対応一覧表を作成し、各職員に配付している。

新型コロナウイルス感染症への対応（職員に症状がある場合、職員に症状がないが濃厚接触者となった場合、同居家族が濃厚接触者となった場合、庁舎の消毒などの対応）について、勤務時間外でも各自で判断できるよう、配付している。（自宅保管も可）

[浦添市]

①行動計画（感染者発生時の行動指針）の策定

行動計画策定済み。

②業務継続計画（BCP）の作成

新型コロナウイルス BCP 策定済み

- ③経験者（応援要員）リストの作成
リスト作成済み

[宜野湾市]

- ①行動計画（感染者発生時の行動指針）の策定
「宜野湾市新型インフルエンザ等対策行動計画」は策定済ですが、水道事業独自の行動計画は策定しておりません。
- ②業務継続計画（BCP）の作成
「新型インフルエンザ等対策のためのBCP（業務継続計画）」は作成済ですが、水道事業独自のBCP（業務継続計画）は作成しておりません。現在、「新型インフルエンザ等対策マニュアル」の作成を進めているところです。
- ③経験者（応援要員）リストの作成
リストは作成しておりません。

[宮古島市]

本市水道事業としては未策定のため、各事業体のマニュアル等を参考にしたい。

[石垣市]

本市では、最初の緊急事態宣言時（令和2年4月～5月）に、2交代制勤務の実施を全庁的に行っていましたが、現在は行われていません。

那覇市のような新型コロナウイルスに関するBCPはありませんが、平成25年度に「新型インフルエンザ対策マニュアル」を作成しているため、今後はその内容と、他市等の状況も参考にさせていただきたいです。

[糸満市]

独自対策はございません

[名護市]

- ①市長部局にて作成されたマニュアルに基づいて行う。
- ②BCPについて、作成していないが、新型コロナウイルスに職員が感染した場合などの業務対応・出勤体制等についてフロー図の作成をしている。
- ③作成していない。

[豊見城市]

水道事業体独自の計画等は作成しておらず、市長部局にて策定された業務継続計画（BCP）や部局別対応マニュアル、行動計画等に基づき、貴市①②同様に対応しております。

[南城市]

本件については、水道課内で随時話し合いや確認等は行っていますが、作成までは至っておらず、継続業務遂行が可能となるような体制も整えられておりません。

[南部水道企業団]

当企業団では、新型インフルエンザ対策マニュアルを準用し、各職員の行動指針や業務の優先リストとして、予め継続・縮小・先送り又は休止に業務を分類している。感染者が発生した場合における代替職員の必要性を把握しているが、体制は整えておりません。

[本部町]

①行動計画の策定

課内で感染者及び濃厚接触者が発生した場合の対応について策定しています。

②業務継続計画（BCP）の策定

職員数が少ないため、優先順位及び業務の縮小・休止といった大枠だけ定めていきます。

③経験者（応援要請）リストの作成

職員の半数以上が、2回目の接種済みのため特に応援リストは策定していません。

感染拡大の可能性のため、特に定めていません。（感染者が出た部署に応援を呼びにくいいため。）

[西原町]

昨年度、業務継続計画（BCP）の見直しをしましたが、以降、定期的な見直しは実施しておりません。緊急事態の場合でも事業継続できるよう、他市町村の取組みを参考にしたいと思えます。

[北谷町]

業務サービス係以外については会議室等を利用して分散勤務を行った。

場合によっては、在宅勤務が出来るように情報政策課と調整して自分のパソコンでリモートワーク出来るようにした。

[嘉手納町]

コロナ禍における業務継続体制については、策定済みの新型インフルエンザ対

策マニュアルを準用し、必要に応じて各段階の優先業務執行体制の確保を図る予定です。

[与那原町]

町としてのBCPに準じている。

[金武町]

1、町の対策本部において、フロー図等を作成しています。

3、リストの作成は行っておりません。

職員を2グループに分かれてのシフト出勤を、8/16から行ってきましたが、9/27の週には交互出勤体制を解除する予定です。

[久米島町]

特に特別な対策は行ってない。個々による感染対策を徹底している。

[竹富町]

現時点において検討していない。

[読谷村]

村役場全体としての交替勤務の実施などがあります。

また、水道事業としては令和2年度のコロナ禍初期において新型インフルエンザ対策マニュアルの暫定版を作成し、在職者のうち水道技術管理者の有資格者をリストアップしました。

[北中城村]

独自で行っている対策等がないため、他事業体の対応を参考にさせていただきたい。

[中城村]

当事業体では、全庁的に総務課の指示に従い、日々の検温や濃厚接触及び罹患した際の行動について、マニュアルに沿った統一的な対応しております。

個別的な対応は特段取っておりません。

[今帰仁村]

村独自で取り組んでいる対策はございません。

[恩納村]

感染者が発生した場合は、以前に上水道課に配属されていた職員に応援要請することになっている。

[伊江村]

村長部局において対策しているが、水道については少人数のため十分な対応策がなく個々で予防するしかないのが現状。

[国頭村]

未対応のため他事業体を参考にしたいです。

[宜野座村]

現在は県のガイドラインにそって運営しており、県内の感染状況に応じて2班交代勤務等を実施しております。他市町村の対策を参考にさせて下さい。

[大宜味村]

他事業体の回答を参考にしたい。

[東村]

水道担当職員1名、会計年度任用職員1名の計2名なので感染しないことに注意する以外に方法がない。

議題13. 空調服の導入状況・検討状況について(那覇市)

[提案理由]

当市では、熱中症対策の観点から、今年度の安全衛生委員会で空調服の導入に向けて検討を行っているところです。

貴事業体における空調服の導入状況・検討状況についてご教示願います。

- ①空調服を導入していますか。
- ②導入している場合、効果はどうか。
- ③導入している場合、どの程度の現場作業に対して支給していますか。
- ④導入していない場合、導入の検討は行っていますか。
また、導入検討にあたっての課題があれば教えてください。
- ⑤導入の検討を行っている場合、検討状況はどうか。

<回答>

[那覇市]

議題提案事業体

[沖縄県企業局]

- ①令和2年度から空調服を貸与しています。
- ②令和2年度は貸与対象人数の48%の人が貸与を希望しています。
- ③現場作業に携わる全ての技術職を貸与対象としています。

[沖縄市]

- ①空調導入は行っておりません。
- ④導入の検討の要望はあるが、予算の面、作業の際の動作の影響等がわからず、進められていない現状がある。
- ⑤まだ検討段階ではない。

[うるま市]

本市では空調服は導入していません。また、導入する予定はありません。長時

間の現場立会や検査業務が多い担当者で、個人的な利用はあります。

[浦添市]

④導入していない

[宜野湾市]

①導入しておりません。

④検討しておりません。

[宮古島市]

①導入していない

③検討していない

[石垣市]

本市では、未導入。

検討中ではありますが、熱中症対策の中での取り組みの一つなので、根拠等予算次第では導入したいです。基本作業着・雨靴等の被服は個人負担となっており、備品及び消耗品で、貸与での対応と考えますが、他市等の状況を本市としても参考にさせていただきたいです。

[糸満市]

本市では、導入及び導入予定もございません。

[名護市]

①今のところ導入の予定はありません。

④検討しておりません。

[豊見城市]

本市において、空調服の導入は行っていません。

[南城市]

①導入しておりません。

④行っておりません。

[南部水道企業団]

①導入しておりません

- ④熱中症対策として、導入を検討しているが、空調服を含む付属するファンやバッテリー等の価格、適材の部署へどれだけの数量が必要か課題である
- ⑤令和4年度当初予算において検討

[本部町]

行っていません。検討していません。

[西原町]

- ①昨年度、現場で作業する職員の安全管理面を考慮し空調服を購入しました。
- ②炎天下の現場作業においては、熱中症対策や暑さによる疲弊感の軽減等、一定の効果はあると思います。
- ③個別支給という方式ではなく空調機が取り外し可能なので、通常は事務室内で保管し現場に行く際に、皆で活用している状況です。

[北谷町]

現在導入の予定はありません。
他市町村を参考にしたいと思います。

[嘉手納町]

当事業体では空調服の導入及び導入予定はありません。

[与那原町]

- ①導入していない
- ②未検討

[金武町]

当事業体でも導入はしておらず、他事業体を参考に導入を検討していきたいと考えております。

[久米島町]

導入していない

[竹富町]

現時点で、導入の予定なし。

[読谷村]

空調服の導入は、おこなっておりません。しかし、個人的に購入した職員はおります。金額的なこともあり検討中です。みなさんのご意見を伺いたいです。

[北中城村]

空調服は現在導入しておりませんが、今後必要だと思われるため他事業体の対応を参考にさせていただきたい。

[中城村]

今のところ導入の予定はありません。

[今帰仁村]

- ①野外作業従事者の一部で導入済み
- ②熱中症対策として十分に効果があると考えています。
- ③緩速濾過池の砂掻き取り作業及び施設管理作業（草刈り等）

[恩納村]

導入を検討しておりません。

[伊江村]

導入なし、検討もありません。

[国頭村]

- ①導入しています。（マキタ製）
- ②効果有り
- ③施設点検、水道メーター検針、草刈作業などで使用しています。

[宜野座村]

現在、空調服の導入はありません。他市町村の対応等を参考に検討したいと思っております。

[大宜味村]

他事業体の回答を参考にしたい。

[東村]

個人で購入し持ち込んでいる。